

広島県宿泊税条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第三十二号

### 広島県宿泊税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(用語の定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「県税条例」という。）において使用する用語の例による。

(納税義務者等)

第三条 宿泊税は、旅館業法（昭和二十三年法律第三百八十八号）第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第三項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項の届出をして営む同法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下これらを「宿泊施設」という。）において、宿泊料金（宿泊（寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。以下同じ。）の対価として支払うべき金額であつて規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第四条 宿泊税は、宿泊料金が一人一泊六千円未満の宿泊に対しては、これを課さない。  
2 前項に規定するもののほか、次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの

二 前号に規定する学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事の引率者  
(税率)

第五条 宿泊税の税率は、宿泊者一人一泊につき二百円とする。

(徴収の方法)

第六条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第七条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設に係

る旅館業法第三条第一項の許可を受けた者及び住宅宿泊事業法第二条第四項に規定する住宅宿泊事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要と認める場合には、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、宿泊税を徴収しなければならない。  
(申告納入の手続等)

第八条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月一日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他知事が必要と認める事項を記載した納入申告書を知事に提出するとともに、その申告した納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事が指定した者である場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の下欄に定める日までに、知事に提出するとともに、その申告した納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を一月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その休止しようとする日又は廃止した日から一月以内に、これを申告納入しなければならない。

十二月一日から二月末日まで	三月末日
三月一日から五月末日まで	六月末日
六月一日から八月末日まで	九月末日
九月一日から十一月末日まで	十二月末日

3 知事は、前項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

(特別徴収義務者としての登録等)

第九条 第七条第一項に規定する特別徴収義務者となるべき者(宿泊料金が一人一泊につき六千円以上となる宿泊がない宿泊施設(以下「登録義務免除対象宿泊施設」という。

)の特別徴収義務者を除く。)は宿泊施設の営業を開始しようとする日前五日までに、同条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から十日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を規則で定める様式による申請書により知事に申請しなければならない。

2 登録義務免除対象宿泊施設の特別徴収義務者は、その営業に係る宿泊施設が登録義務免除対象宿泊施設でなくなつたときは、その日から十日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を規則で定める様式による申請書により知事に申請しなければならない。

- 3 前二項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
    - 二 宿泊施設の所在地及び名称
    - 三 客室数その他設備の概要
    - 四 営業開始予定年月日（申請の日において既に営業を開始している場合にあつては、営業開始年月日）
    - 五 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める事項
  - 4 知事は、第一項又は第二項の登録の申請があつた場合には、特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知し、規則で定める様式による証票を交付するものとする。
  - 5 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
  - 6 第四項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
  - 7 第四項の規定により登録を受けた者は、第三項各号に掲げる事項に変更を生じた場合には、その変更に係る事項について、遅滞なく登録の変更を届け出なければならない。
  - 8 第四項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の営業を一月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
  - 9 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかつたものは、当該宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
  - 10 第四項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止の日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
  - 11 第四項の証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を知事に返納しなければならない。
- （徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）
- 第十条 知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請によりその宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。
- 2 前項の規定により還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に当該還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 知事は、第一項の規定による申請があつた場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があつた日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納税管理人)

第十一条 特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要の生じた日から十日以内に、規則で定める様式による申告書により知事に申告し、又は県外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から十日以内に、規則で定める様式による申請書により知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申し、又は申請し承認を受けた事項に異動を生じた場合においても同様とし、その提出期限は、当該変更又は異動を生じた日から十日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、納税管理人を定める必要が生じた日から十日以内に当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて規則で定める様式による申請書を知事に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、当該異動を生じた日から十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の認定をした特別徴収義務者について、宿泊税の徴収の確保に支障が生じると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第十二条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、第八条第一項又は第二項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

一 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して二年を経過する日までこれを保存しなければならない。

一 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金

及び宿泊税額が記載されているもの

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 特別徴収義務者は、第一項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の備付け及び当該電磁的記録又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。）の保存をもって第一項の備付け及び保存に代えることができる。

4 特別徴収義務者は、第二項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、当該関係書類に係る電磁的記録の作成及び当該電磁的記録又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの保存をもって第二項の作成及び保存に代えることができる。

5 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置による電磁的記録への記録をもって第二項の保存に代えることができる。

（更正及び決定の通知等）

第十三条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正又は決定の通知、法第七百三十三条の十八第八項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第七百三十三条の十九第五項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式による通知書により行う。

2 特別徴収義務者で前項の通知を受けたものは、当該通知に係る不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。）、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額をそれぞれ当該通知書に指定する納期限までに納入しなければならない。

（賦課徴収）

第十四条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は県税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第二条中「この条例」とあるのは「この条例及び広島県宿泊税条例（令和六年広島県条例第三十二号）」と、県税条例第

四条第二号中「狩猟税」とあるのは「「狩猟税  
宿泊税」と、同条例第六条第一項から第三項まで

の規定中「及び軽油引取税」とあるのは「「軽油引取税及び宿泊税」と、同条例第十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは広島県宿泊税条例」と、同条例第二項中「及び軽油引取税」とあるのは「「軽油引取税及び宿泊税」と、県税条例第二十三

条第一項及び第二項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは広島県宿泊税条例」と、県税条例第二十四条第一項中「及び軽油引取税（第五十五条の納税者を除く。）」とあるのは「軽油引取税（第五十五条の納税者を除く。）及び宿泊税」と、同条例第二十七条中「及び軽油引取税」とあるのは「軽油引取税及び宿泊税」とする。

（犯則事件の調査における間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税の範囲）

第十五条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の二の四第六号及び第六条の二の九第四号に規定する法定外目的税であつて、条例で指定するものとする。

（規則への委任）

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第五項、第六項又は第十一項の規定に違反したとき。
  - 二 第十二条第一項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき、又は同項の帳簿を隠匿したとき。
  - 三 第十二条第一項の規定に違反して同項の帳簿を五年間保存しなかつたとき。
  - 四 第十二条第二項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成したとき、又は同項の書類を隠匿したとき。
  - 五 第十二条第二項の規定に違反して同項の書類を二年間保存しなかつたとき。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。  
（納税管理人に係る不申告に関する過料）
- 第十八条 第十一条第二項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、その情状により、知事が定める。
  - 3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税について適用する。

(経過措置)

第三条 施行日において現に宿泊施設を営業している者については、施行日に宿泊施設の営業を開始するものとみなして、第九条第一項の規定を適用する。

(準備行為)

第四条 特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付並びに納税管理人の申告、申請及び承認は、施行日前においても、第七条第二項及び第九条第一項（前条の規定が適用される場合を含む。）、第三項及び第四項並びに第十一条第一項の規定の例により行うことができる。

(検討)

第五条 知事は、この条例の施行後五年ごとに、第一条に規定する施策の効果及びこの条例の施行の状況を勘案し、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

第六条 前条の規定にかかわらず、知事は、特に著しい社会経済情勢の変化等特別の理由がある場合は、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。